		表第二十六号に規定する健康安全・危機管理対策総合研究事業のうち一般公募型及び若手育成型に限る。）
項第四号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認並びに同項第五号の規定による補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 五　法第七条第二項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の納付命令 六　法第八条（法第十条第四項及び法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 七　法第九条第一項の規定による申請の取下げの受理 八　法第十条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更 九　法第十条第三項の規定による補助金の交付 十　法第十二条の規定による状況報告の受理 十一　法第十三条第一項の規定による補助事業の遂行の命令 十二　法第十三条第二項の規定による補助事業の遂行の一時停止の命令 十三　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理 十四　法第十五条の規定による補助事業の成果の調査並びに補助金の額の確定及び通知 十五　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令 十六　法第十七条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し 十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金の返還の命令 十八　法第二十条の規定による他の補助金の一時停止又は当該補助金と未納額との相殺 十九　法第二十一条第一項の規定による徴収 二十　法第二十一条の二の規定による理由の提示 二十一　法第二十二条の規定による補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の承認 二十二　法第二十三条第一項の規定による報告命令、職員による立入検査及び関係者に対する質問の実施 二十三　法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理 二十四　法第二十五条第二項の規定による申出に係る必要な措置及び通知		

○厚生労働省告示第三百二十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成十年厚生省告示第百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成二十三年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

平成二十四年四月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第三条第一項の表を次のように改める。

交付の対象事業	事業内容	研究類型
1　政策科学総合研究事業	人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進並びに統計・情報の整備及び利用の総合的な推進に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型
2　地球規模保健課題推進研究事業及びその推進事業	我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、先端的な科学技術を活用することにより、諸外国への貢献を図ること、日本国及びアメリカ合衆国の両国におけるアジア地域にまん延している疾病に関する共同研究を実施すること並びにアジア地域を中心とする保健医療に関する研究協力の充実を図ることを目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型
3　厚生労働科学特別研究事業	厚生労働科学の新たな進展に資することを目的とする独創的な研究及び社会的要請の強い諸問題に関する先駆的な研究事業	指定型
4　再生医療実用化研究事業	再生医療の早期の実用化を目指した質の高い臨床研究について重点的に支援する研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型
5　創薬基盤推進研究事業	創薬スクリーニング、医薬品の評価指標等に活用可能なバイオマーカーの探索及び疾患・創薬研究関連生物資源の開発の推進、ワクチンの新規生産技術及び新投与経路ワクチン等の開発の推進並びに官民共同研究による革新的な医薬品の創製に資する技術開発の推進等、厚生科学研究基盤の整備を図ることを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型
6　医療機器開発推進研究事業	ナノテクノロジー（超微細技術をいう。）を活用した医療機器等の開発の推進及び医工連携研究の推進に向けた基盤構築等を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型
7　医療技術実用化総合研究事業	基礎研究の成果を適切に臨床研究に橋渡しするために必要な研究の推進、倫理性及び科学性が十分に担保され得る質の高い臨床研究の推進、医療上必要な医薬品・医療機器の医師主導治験の質の向上並びに我が国で実施する臨床研究・治験の質の向上を目的とした人材育成等を目的とする研究事業	一般公募型 指定型 若手育成型
8　成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業及びその推進事業	乳幼児の疾患の克服と障害の予防、母性及び乳幼児の健康の保持増進並びに児童家庭福祉の向上に資することを目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型